

陳情番号	陳情第4号	受理日	令和元年12月3日
件名	「宮水保全条例」を「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」の改正に併せて一体化することの陳情		
陳情者	住所 西宮市石在町 氏名(団体名) 石在町環境を守る会 代表 堀 徹 ほか1団体		

平成30年12月及び令和元年9月西宮市議会民生常任委員会にて「宮水保全条例の一部改正の陳情書」の審議をしていただきましたが、一部委員の賛同は得たが採択には至らず住民としては残念の極みです。この陳情は前回でも述べた通り自治会を中心とした千余名の署名を添えて提出したものです。現在宮水を生活用水として使い、ひいては災害時の生命の水としての震災時の体験から要望したものでした。その点の理解を得られず人命軽視の行政に心寒い思いをしています。都市ブランド発信課の「命の水としては考えていないし、地下水調査結果の公表は建設会社の工法が暴露されるので公表できない」という人命軽視の回答には憤りしかありません。市長及び市議会は、市民の命と財産を守ることが最優先されることは当然だとお考えの筈です。このような、委員会での回答をなぜ承認されたのでしょうか。

現に石在町百番に地上30メートルの高層住宅の確認申請書が審査・認可されております。今となっては、仮に本市議会常任委員会でこの陳情が採択を得ても、石在町の高層建築には適用されません。

しかし私どもが痛感したことを、他の住民が同じ苦渋を味わうことがないために陳情するものです。

近年人気のある街に本市がランク入りされております。しかしながら、その人気のままに制約無きマンション建設(特にタワーマンションを含む高層建築) や高塚町のような古墳と自然環境破壊がなされると、かつての千里ニュータウンの末路のような負の遺産を孫子の代に押し付けることになります。デベロッパーは売却益をえたのち、災害発生時は市費での対処という矛盾があります。現に、卸売市場にタワーマンションが市の主導で建設されようとする環境破壊にも心痛みます。浸水だけでエレベーターやトイレが使えず多数の災害難民や被災後の所有者間での修繕費用負担での紛争が川崎市武蔵小杉ほかで多々生じております。

また、台風や豪雨が近年特に激しさを増しております。今までの条例や規則では人命や財産を守ることが難しくなっています。

近年神戸市が、タワーマンションの規制や開発区域の整理しています。本市もそのようにされるよう下記の通り陳情します。

陳情事項

1. 「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に「宮水保全条例」を組み込むこと。「宮水保全条例」では、開発許可申請の際に該当区域での工事による事前調査を施工者、スミカワ研究所と宮水保存調査会に委ねています。その結果は、近隣にも知られません。また、市のどの部局もその調査結果を確認して監督し

ておりません。卑近な言い方ですが民間に丸投げは、指導の総括無しは行政として無責任すぎます。宮水は酒造のためだけではありません。現地より南でも数十軒が生活用水として使い、震災時は命の水として用海地区全域で助けてもらいました。そのために調査結果を開示することと事前に住民の意見を聞くこと。また、その調査結果を保存蓄積し、体系だった歴史的遺産かつ防災資源としての宮水保存に資するために担当部署を設置すること。

2. カーシェアリングの普及でマンション建設の際の駐車場は戸数の80%で敷地外200メートル以内の駐車場で代用で良いと標記の条例で規定されますが、石在町のように全く代用できる駐車場はありません。路上駐車が蔓延り、通学路でもあるので児童の交通安全に大きな不安があります。その代用駐車場を契約して建築確認申請時に提出させること。
3. 近年の台風や豪雨はかつてないほど強力になっています。風害予測図や豪雨の排水設計図と地下柱状図（高層住宅などの基礎のパイプ配置図）の提出を義務づけること。
4. 高層建築を許可するときに近隣との景観の調和を図るために近隣の住民の意見を聴取し具現化すること。特に超高層建築物や高層建築物の高さを規制すること。これは憲法25条から派生する幸福追求権が具現化したまちづくり参加権によるものです。現状

から六甲山の山頂が見えているところは、それを守ること。(京
都市の景観条例を参考にしました)。

全部一括採択を望みますが、問題が大きいのであれば一部採択
とし、4.については都市問題の有識者の審議会等での検討をお
願いします。